

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和49年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年4月30日

A社における申立期間の賞与について、年金事務所から年金記録に反映されていない可能性がある旨の連絡があった。

私が所持する旧姓名義の総合口座通帳には、申立期間に賞与が入金されているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行の総合口座通帳及びA社が加入しているB健康保険組合から提出された申立期間に係る適用台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月30日付支給の決算賞与に係る保険料の納付は行った。当該納付の中に申立人が含まれるか否かは分からない。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 富山厚生年金 事案 903

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月31日

A社における申立期間の賞与について、年金事務所から年金記録に反映されていない可能性がある旨の連絡があった。

私が所持する預金通帳には、申立期間に賞与が入金されているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、上記の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料は無いが、申立人名義の預金通帳から確認できる賞与振込額について検証したところ、標準賞与額（31万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていたと推認できることから、申立期間の標準賞与額については、31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 富山厚生年金 事案 904

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 25 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 支店における資格取得日に係る記録を昭和 25 年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月 6 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 25 年 3 月 6 日に A 社 B 支店に入社したが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 12 月 1 日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間のうち、昭和 25 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、A 社から提出された従業員カード及び同社の回答により、申立人は、同社 B 支店に正社員として勤務していたことが確認できる。

また、A 社は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日の届出書は保存されていないものの、申立人は在籍期間中、厚生年金保険に加入していた旨の回答をしている。

さらに、申立人が入社した年の前年及び翌年の 3 月中に A 社 B 支店に採用された同僚二人は、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、いずれも入社した年の 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、その二人の同僚からは、申立人が入社した年とその前後の年で A 社 B 支店における厚生年金保険の加入の取扱いが異なっていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社B支店において昭和25年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和25年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和25年3月6日から同年4月1日までの期間については、A社から提出された従業員カードにより、申立人は、同社B支店に見習として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前記1のとおり、申立人が入社した年の前年及び翌年の3月中にA社B支店に採用された二人の同僚は、いずれも4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、その二人の同僚は「自分が入社した年と申立人が入社した年で、厚生年金保険の加入条件に変更はなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 3 日から平成元年 8 月 5 日まで  
私は、申立期間にC店（D事業所（現在は、E事業所））でパートとして仕事をしていましたが、その間のA共済組合員の記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びE事業所の回答により、申立人が申立期間においてD事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、E事業所は、「申立人は臨時雇用の契約職員であり、申立期間当時は、臨時・パート雇用者について、A共済組合に加入させていない状況があった。申立人の給与から共済組合の掛金は控除していない。」と回答している。

また、E事業所から提出された申立期間の一部である平成元年3月から同年6月までの「キュウヨ領収書」によると、申立人の給与からA共済組合の掛金が控除されていないことが確認できる。

さらに、A共済組合は、申立期間における申立人の共済組合員の記録は確認できない旨の回答をしている。

このほか、申立人の申立期間におけるA共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として、申立期間に係る掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。